

## 第4回 小樽商科大学 役員会 議事要旨

日 時：平成17年10月11日（火）13：00から

場 所：学長室

出席者：秋山学長，山本理事（総務担当副学長），和田理事（教育担当副学長），佐々木理事（財務担当）

欠席者：なし

議事に先立ち，前回（9月26日）開催の役員会の議事要旨の確認が行われた。

### 議題1 平成17年度補正予算（案）について（資料1）

学長から，平成16年度財務諸表については，第1回経営協議会（6月21日開催）において，法人として初めて報告しており，8月29日付けで文部科学大臣の承認がされたものであり，繰越金である剰余金に対する経営努力認定については，現在文部科学省が財務省と協議中のため，近日中に承認されると考えているものである。この経営努力認定を見据え，学内において補正予算の準備を進めてきたが，このたび配分案がまとまったので事務局から説明の後，審議願いたい旨発言があった。

次いで事務局から，配付資料1-1から1-2に基づき説明の後，学長から，この件については，文部科学省より経営努力認定の承認がおりていなく，また，アスベスト対策経費についても，その対応策を含め必要額を整理中という状況であり，各種事業を速やかに遂行していくためにも，大筋の了承をいただき，10月12日開催の経営協議会に諮り，詳細部分の調整等については，役員会に一任していただく予定である旨提案があり，審議の結果，原案どおり承認された。

### 報告事項1 国立大学法人小樽商科大学予算決算及び出納事務取扱規則の一部改正等について（資料2）

事務局から，本規則については，国立大学法人の予算決算制度の実態に即した内容とするため，条文の修正・新設を行うとともに，細則の制定をする必要が生じたことにより，配付資料2-1から2-3に基づき説明があり，10月12日開催の経営協議会において審議を行う旨報告があった。

（説明要旨）

- ・ 予算の繰り越しが可能である旨の条文を追加する。
- ・ 職員の立替払について「立替払取扱要項（事務局長裁定）」で運用してきたところであるが，その事務処理の重要性に鑑み，規則上立替払ができる旨の条文を追加し，併せて従来の取扱要項を「立替払取扱細則」として制定する。

- ・ 科学研究費補助金その他外部資金全般について、その受領が確実と判断される場合に限り、大学として一時的な立替を可能とする旨の条文を追加し、併せて具体的な処理手続を定めた「補助金等資金の立替に関する事務取扱細則」を制定する。

## **報告事項2 第5回～第9回教育研究評議会について**

学長から、教育研究評議会（第5回～第9回）の審議・報告事項のうち、北海道東海大学及び札幌医科大学との文理融合による連携協力に係る協定の締結について、10月1日に札幌サテライトにおいて調印式を行い、学学連携、文理融合、公立・私立の大学との連携は国立大学としては珍しい旨報告があった。

次いで、学長から、次回の役員会については、開催する場合に改めて連絡する旨発言があった。